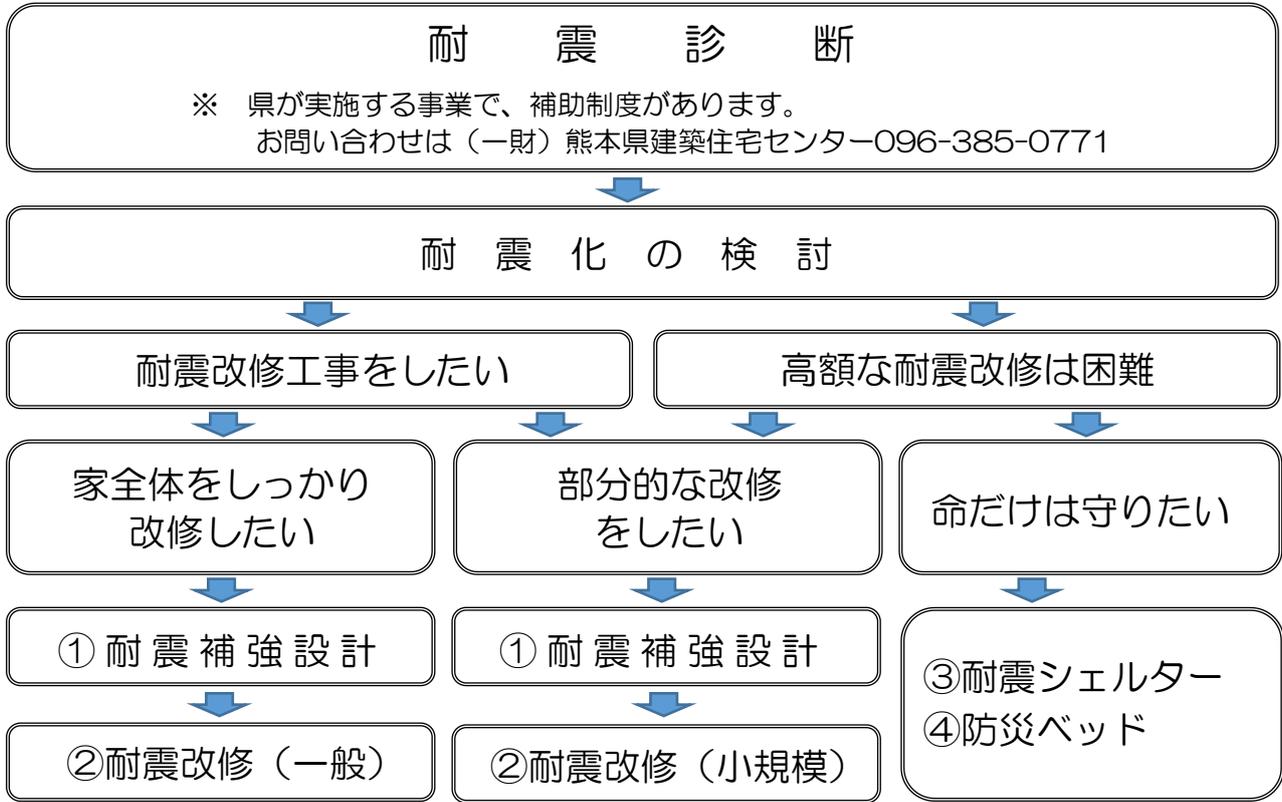


# 住宅耐震化を支援します。

熊本地震では、家屋の倒壊・家具の転倒などにより、多くの生命財産が失われました。大きな被害を受けた建物のほとんどは、昭和56年5月以前に建築された木造住宅でした。いつ大きな地震が起きても大丈夫なように、住宅を耐震改修し補強しておくことが大切です。本町では、住宅耐震化を促進するための補助制度を4月1日から開始しますので、ご利用ください。

## 【 住宅耐震化促進事業の流れ 】



## 補 助 概 要

### ① 耐震補強設計事業補助金

- (1) 対象となる方  
補助対象住宅の所有者で、芦北町の町税を滞納していない方
- (2) 対象となる住宅  
以下のすべてを満たす住宅（併用住宅含）
  - ① 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と評価されたもの
  - ② 芦北町内に存在する戸建木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの
  - ③ 昭和56年5月31日以前に着工したもの、又は昭和56年6月1日以降に着工したもののうち、平成28年度熊本地震により被災し、災害対策基本法に基づく被害認定調査において被害認定されたもの
- (3) 補助額  
補助率 5/6 限度額 25万円

### ② 耐震改修事業補助金

- (1) 対象となる方  
耐震補強設計事業補助金と同じ
- (2) 対象となる住宅  
耐震補強設計事業補助金と同じ
- (3) 補助額  
(一般) 補助率 1/2 限度額 60万円  
(小規模) 補助率 1/2 限度額 40万円

### ③ 耐震シェルター等設置事業補助金

### ④ 防災ベッド等設置事業補助金

- (1) 対象となる方  
耐震補強設計事業補助金と同じ
- (2) 対象となる住宅  
耐震補強設計事業補助金と同じ
- (3) 補助額  
(シェルター) 補助率 3/4 限度額 30万円  
(ベッド) 補助率 3/4 限度額 30万円

（お問い合わせ先）芦北町役場 82-2511 総務課 防災交通係（内線218）  
建設課 建築係（内線232）